少		年	身	丰	行	O	り	概	边	兄	令	和	3	年	2	月
(令	和	2	年	中	•	確	定	値)						

1 非行少年等の検挙・補導数

		ļ	区分	刑	法 犭	少	年	特	別	法	犯	少	年	合		計	ぐき	犯 少	年	不良行為少年
年別	IJ					うち	触法				う	ち触	法			うち触法				11X(1)X(1)
令	和	2	年		1, 42	5	206			416	;	;	31		1, 841	237			6	23, 525
令	和	元	年		1, 58	1	243			315	;	,	19		1, 896	262			5	26, 233
増			減		-15	3	-37			101			12		-55	-25			1	-2, 708
(9	6)		(-9. 9	(-1	5. 2)		(3	2. 1)		(63. 2	2)	((-2. 9)	(-9. 5)		(20.	0)	(-10. 3)

[※] 注1 刑法犯少年及び特別法犯少年の数には、触法少年の補導数を含む(以下同じ。)。

2 刑法犯少年

(1) 罪種別

		罪和	重別	総	凶	粗			窃						知	風	そ	
					悪	暴	傷	恐	盗	バオイー	自転車	万引	ひったく	侵入	能	俗	o o	物占横離
年另	ij			数	犯	犯	害	喝	犯	盗卜	盗	き	'n	盗	犯	犯	他	領脱
令	和	2	年	1, 425	15	195	110	19	809	54	189	374	6	33	40	37	329	156
令	和	元	年	1, 581	40	251	136	32	919	32	205	474	3	39	51	34	286	158
増			減	-156	-25	-56	-26	-13	-110	22	-16	-100	3	-6	-11	3	43	-2
(9	6)	(-9. 9)	(-62. 5)	(-22. 3)	(-19. 1)	(-40. 6)	(-12. 0)	(68. 8)	(-7. 8)	(-21. 1)	(100. 0)	(-15. 4)	(-21. 6)	(8.8)	(15. 0)	(-1. 3)

(2) 学職別

		学職別 総			未	学	生	•	•	生	徒	有	無
					就	小	中	高松	大	その	小		
年別				数	学	学 生	学 生	校 生	学 生	の 他	計	職	職
令:	和	2	年	1, 425	0	81	328	433	60	68	970	310	145
(樟	 成	比)	(100. 0)	(0.0)	(5. 7)	(23. 0)	(30. 4)	(4. 2)	(4. 8)	(68. 1)	(21. 8)	(10. 2)
令 :	和	元	年	1, 581	0	110	344	517	88	46	1, 105	312	164
(棹	り 成	比)	(100. 0)	(0.0)	(7. 0)	(21. 8)	(32. 7)	(5. 6)	(2. 9)	(69. 9)	(19. 7)	(10. 4)
増			減	-156	0	-29	-16	-84	-28	22	-135	-2	-19
(%)	(-9. 9)	(-)	(-26. 4)	(-4.7)	(-16. 2)	(-31. 8)	(47. 8)	(-12. 2)	(-0. 6)	(-11. 6)

[※] 注2 不良行為少年の数は、愛知県内で補導された少年の補導数をいう。

3 特別法犯少年

(1) 法 令 別

		Ý	生令	別			醒剤	大		麻	その他の	青	少生	丰	児童買	春・	銃和	包刀剣	類		迷惑防止		
١.					総数							保	-	1	児童ポ		所	持:	等	軽犯罪法	l	その	他
年	}I]					取	締法	取	締	法	薬物事犯	育)	戏条 (例	禁止	法	取	締	法		条 例		
令	和	i 2	2	年	416		11			69	6		4	12		102		1	.3	86	58		29
令	和	ı 7	t	年	315		16			35	3		2	26		68		1	.8	69	47		33
増				減	101		-5			34	3		1	۱6		34		-	-5	17	11		-4
	(%)		(32. 1)	(-	31. 3)		(97.	1)	(100.0)	(61. 5)	(50	. 0)	(-	-27.8)	(24. 6)	(23. 4)	(-12.	. 1)

※ 注 その他の法令は、鉄道営業法7人、廃掃法6人、犯収法5人、児童福祉法4人等である。

(2) 学職別

		学和	裁別	纷 粉	未就学	学	生		•	生	徒	有 職	無職
年足	[1]			NG 数	水 肌 于	小 学 生	中学生	髙 校 生	大学生	その他	小 計	1月 相联	無 報
令	和	2	年	416	0	5	62	133	34	27	261	122	33
(構质	戈 比)	(100. 0)	(0. 0)	(1. 2)	(14. 9)	(32. 0)	(8. 2)	(6. 5)	(62. 7)	(29. 3)	(7. 9)
令	和	元	年	315	0	10	49	91	27	14	191	92	32
(構质	戈 比)	(100. 0)	(0.0)	(3. 2)	(15. 6)	(28. 9)	(8. 6)	(4. 4)	(60. 6)	(29. 2)	(10. 2)
増			減	101	0	-5	13	42	7	13	70	30	1
	(%	6)		(32. 1)	(-)	(-50. 0)	(26. 5)	(46. 2)	(25. 9)	(92. 9)	(36. 6)	(32. 6)	(3. 1)

※注 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ず100とならない場合があります。

ぐ犯少年

| 令 和 2 年 | 6 | 令和元年 | 5

- (1) 主なぐ犯行為別(令和2年) 薬物乱用1人、家出1人、その他4人
- (2) 学職別(令和2年) 中学生2人、高校生1人、有職1人、無職2人

5 不良行為少年

(1) 行為別

年別	削	í	行為	别	総	数	喫	亜	深 夜 はいかい	家 出	薬 物 乱 用	怠 学	粗暴行為	飲 酒	指 定 行 為	その他
令	和	2	2	年		23, 525	4, 94	6	16, 753	457	11	122	312	127	0	797
令	和	ī	ī.	年		26, 233	5, 95	4	17, 790	588	14	206	184	162	0	1, 335
増				減		-2, 708	-1, 00	8	-1, 037	-131	-3	-84	128	-35	0	-538
	(%)			(-10. 3)	(-16.9)	(-5. 8)	(-22.3)	(-21. 4)	(-40. 8)	(69. 6)	(-21. 6)	(-)	(-40. 3)

※ 注1 薬物乱用とは、シンナー等の乱用で補導された少年をいう。 ※ 注2 指定行為とは、不健全就労で補導された少年をいう。

(2) 学職別

	۷,		1934	נינע									
		学和	戦別	総 数	 未 就 学	学	生		•	生	徒	有 職	無職
年月] []			N°C 35	八 ル 子	小 学 生	中学生	髙 校 生	大 学 生	その他	小 計	1月 科联	755 ARY
令	和	2	年	23, 52	0	239	3, 264	11, 916	6	1,002	16, 427	3, 907	3, 191
(構	龙 比)	(100.0)	(0.0)	(1.0)	(13. 9)	(50. 7)	(0.0)	(4. 3)	(69. 8)	(16. 6)	(13. 6)
令	和	元	年	26, 23	0	309	3, 532	13, 763	34	975	18, 613	4, 365	3, 255
(構	龙 比)	(100.0)	(0.0)	(1. 2)	(13. 5)	(52. 5)	(0. 1)	(3. 7)	(71. 0)	(16. 6)	(12. 4)
増			減	-2, 70	3 0	-70	-268	-1, 847	-28	27	-2, 186	-458	-64
(ç	%)	(-10. 3)	(-)	(-22. 7)	(-7. 6)	(-13. 4)	(-82. 4)	(2. 8)	(-11. 7)	(-10. 5)	(-2.0)

※注 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ず100とならない場合があります。